陳　情　文　書　表（令和８年６月８日定例会提出）

陳情第２３号

住民への納得のいく説明及び必要な対策がなされるまでの間、大和田町の自然及び動植物を損壊するおそれのあるボーリング調査の一時中止を求める陳情書

令和８年５月２９日受理

陳情者　●●●●●●●●●●●●●●●●●●
丸山自治会
会長　伊　藤　一　歩　外１名

［趣旨］

現在進められている奈良市クリーンセンターの候補地大和田町に関する調査について、周辺住民に対する説明及び対応が十分であるとは言えず、多くの懸念と不安が払拭されないまま進められている状況にあります。クリーンセンター建設は、地域の生活環境、自然環境及び歴史的資産に重大な影響を及ぼす可能性のある重大事であり、決して軽視できるものではありません。

本来、このような重要な公共事業については、該当地域及び周辺住民に対する十分な説明と理解の下で進められるべきであり、これらの疑問や不安が解消されないまま調査を進めることは、奈良市政への信頼を損ねるだけでなく、今後の合意形成を著しく困難にするものと考えます。

よって、ここに次のことを求めます。

１．理由として掲げた各課題について、具体的かつ十分な説明を行うこと
２．机上調査、非破壊調査及びアクセス道路検証を行い、その結果を公表すること
３．奈良市に対する住民の不信感が解消され、納得のいく説明がなされるまでの間、ボーリング調査を含む自然損壊のおそれのある調査を一旦中止すること

［理由］

大和田町における調査に関しては、以下の重要な課題が存在しています。これらに対する丁寧な説明を求めます。

１．ボーリング調査の騒音及び振動が、営巣・子育て中のオオタカを頂点とする動植物の生態系に及ぼす影響が不明なこと
２．ボーリング調査及びそれに関連して実施される可能性のある薬液注入等の施工が、周辺地下水脈に及ぼす影響が不明なこと
３．周辺道路における交通量の実態について、警察等のデータによる客観的な調査が行われておらず、アクセス道路の概略さえ説明されていないこと
４．クリーンセンター運転時に想定される騒音について、騒音の大きさだけでなく、低周波公害などについても具体的な対策が明らかにされていないこと
５．大和田町に特有とされる大気の滞留に関する影響評価が十分ではないこと
６．瀧寺、富雄丸山古墳、大和田古墳群を含む古文化財・埋蔵文化財等への影響及び保全

方針が示されていないこと

7．調査開始の手続及び説明の順序が適切であったかについて疑義が生じており、行政への信頼性に関する懸念が解消されていないこと

8．事前調査における配慮書が未作成であり、環境影響調査配慮書が奈良県に届けられていないこと（現在奈良県ＨＰに掲載されているのは、令和３年に届け出られた七条町の調査に関する配慮書のみ）

上記、陳情いたします。